

## 津波防災まちづくり 究極の目的について

昨年の3月11日に発生した東日本大震災によって、当町がこれまでに町民の皆さんや企業の皆さんに提供した安全は根底から覆され、新たな安全の提供を求められる事態となりました。

3月11日以前に当町が提供した安全は、静岡県が平成13年5月に示した東海地震による第3次被害想定に基づいたものでした。

この第3次被害想定によれば、当町を襲う東海地震は震度6弱〜7、津波高2.4m〜4.0mと想定され、その被害は地震動による家屋の倒壊・損壊について大破1,638棟、中破3,289棟、一部損壊3,153棟と見積もられていました。津波による浸水域0.48平方キロメートル、そのうち浸水深2m以上0.25平方キロメートルと想定され、津波による被害はほとんどないものと見積もられていました。この地震による人的被害は死者52人、重傷者148人と見積もられ、これらの死者・

重傷者は全て家屋の倒壊や損壊によるものであり、津波による死者は1人も想定されていませんでした。

昨年11月に町民の皆さんや企業の皆さんにお示ししました「吉田町津波ハザードマップ」によれば、想定される1000年に一度の東海地震は震度7、最大津波高8.6m、浸水域8.61平方キロメートル、浸水域居住人口17,000人と想定されています。

静岡県が平成25年6月に示すものと思われる第4次被害想定は内閣府が今年の3月31日と8月29日に発表した南海トラフ巨大地震に基づいたものですが、この内閣府発表の想定では、震度7、最大津波高9mと、当町が東大地震研究所の都司嘉宣准教授(当時)の指導のもとで独自に作り上げた「吉田町津波ハザードマップ」とほぼ同じであるものの、浸水域は6平方キロメートルと2.61平方キロメートルも狭くなっており、被害想定も当町の津波ハザードマップに基づいたものよりも低くなるものと思われれます。

## 町長からのメッセージ 109

### 津波防災まちづくり⑥



これまで当町が提供してきた安全は第3次被害想定に対処するものであり、高さ2.4m〜4.0mと想定される津波に対して、海岸の海抜6.2mの防潮堤と港を囲む同じ高さの津波堤により越波を食い止めて堤内への浸水を防ぎ、町民の皆さんの生命・財産はもとより、企業の皆さんの生産活動の継続についても安心していただけるものでした。

しかしながら、東日本大震災は当町の安全を根底から打ち砕き、新たに作り上げた「吉田町津波ハザードマップ」は対処・克服すべき被害想定の方でもない規模の大きさを明らかにしました。地域住民の生活や企業の生産活動の継続は、対処・克服すべき事態に対応可能な安全が提供されて始めて安心して営まれるものであり、行政はその認識に基づき安心の土台となる安全を構築することが求められます。行政の最も基本的な役割は、地域住民や企業が安心して生活や生産活動が営むことが出来る安全を提供することです。そうである

からこそ、当町に即して言えば、「吉田町津波ハザードマップ」が明らかにした1000年に一度の大津波による被害を極言すればゼロにしない安全を構築しなければならぬのです。

遠州の東端に位置する貧しい寒村に過ぎなかつた吉田村が生まれて120年余り、現在の吉田町は先人たちの汗と涙の上に築かれ、現在では県下でも有数の勢いのある豊かな自治体になることが出来ました。私たちはこの吉田町をでき得ればさらに豊かにして後人たちに引き継ぐ役割を課されています。この私たちに課せられた役割に大きく立ちはだかる問題が1000年に一度の大津波による被害にいかに対処・克服するかであり、この課題が津波防災まちづくりにほかならないのです。

#### 津波防災まちづくり 計画について

生活支援対策」から成り立っています。

まず、命を守る対策は発災後、直ちに避難するものであり、

- ①防災情報を提供する防災ラジオの無料配布、島田FMコミュニティ放送の吉田中継局の設置
- ②避難計画の策定により浸水域を20街区に分割し、避難施設を指定
- ③施設計画案として避難経路の設定や15基の避難施設(避難タワー)の整備
- ④避難路として町道亀の尻線・高島4号線・舞台民附線・中瀬高畑2号線・日の出線・中瀬北原1号線・東向2号線・西の坪大浜1号線・富士見幹線を整備
- ⑤消防団・自主防災会の活動の充実の後押し

などを行い、皆さんの生命の確保に努めています。

一方で、財産・生産活動を守る対策は津波による被害を最小限にするものであり、①国に対して防潮堤・津波堤・河川の堤防の嵩上げ・強化として国に対して海

抜15mのスーパージン波堤の建設・大井川の堤防の嵩上げの要望、町独自の港の津波堤の強度測量調査の委託実施

- ②県に対して坂口谷川の河口における水門の設置要望
- ③防災拠点施設としての総合体育館・中央公民館および住吉小学校の一部校舎の耐震化
- ④家屋の倒壊・損壊防止のためのTOUKA I-O事業の推進策として耐震補強工事費用の補助額を平成24年度から40万円から50万円に引き上げ、高齢者のみの世帯や障害者の居住する住宅に対する70万円の割り増し補助の実施
- ⑤それぞれの家庭における安全対策として家具類の固定に対する補助

の実施などを行っています。最後に、被災時の生活支援対策は被災時の備えであり、①北区内に整備する防災公園の設計

- ②避難所運営のための備品の確保・備蓄および備蓄倉庫の建設

③防災公園以外の仮設住宅用地の確保

などについて整備を進めています。

津波防災まちづくりの計画についてお話ししましたが、この計画の基軸となるものは、町民の皆さんの生命の確保や町民の皆さんの財産の保全と企業の皆さんの生産活動の継続に対するリスクの取り除きにあります。1000年に一度の大津波の襲来に対しては、海岸線のスーパージン波堤、港を囲むスーパージン波堤、大井川の堤防の嵩上げ、湯日川・坂口谷川の河口の水門によって水際で阻止し、この阻止が破られた場合は津波避難タワーで町民の皆さんの生命だけは何としても確保を図ることが津波防災まちづくりの骨格になります。この津波防災まちづくりを進める上で重要なことは、国や県の関与を担保することではないでしょうか。永田町の政治家や霞が関の中央省庁や官僚の関心をいかにして吉田町に向けさせることが出来るか否かが成

否の鍵ではないでしょうか。

#### 国の関与について

9月27日に「津波避難施設(道路上)設計技術検討委員会」の第3回技術検討委員会が開催されました。この「が当町役場の町民ホールで開催されました。この技術検討委員会は当町の道路上に設ける津波避難タワーの設計について、学識経験者、国土交通省、静岡県の方々が構造や法律について衆知を傾けられ、素晴らしい設計基案を提示してくれました。この設計基案は津波避難タワーの標準仕様とも言うべきものであり、今後は全国の自治体の津波避難タワー建設のよりどころになるものと思われまます。この設計基案に基づき津波避難タワーは、年度末までに町民の皆さんの前に姿を現します。そうなれば、多くの自治体の皆さんが当町に視察に訪れるものと思えます。

また、10月9日に国土交通省中部地方整備局に設け

られた「地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会」の第3回目の会合が当町役場の町民ホールで開催され、中部地方整備局長をはじめ国土交通省の幹部、大学の教授などの学識経験者、岐阜県・愛知県・三重県および静岡県の担当部長、名古屋の経済関係者など多数の方々に来町され、平野部の地震・津波災害に強いまちづくりのモデル地域に選ばれた当町を視察した上で防災まちづくりについて意見交換が行われました。

この検討委員会は引き続きモデル地域に選ばれた愛知県東海市、三重県尾鷲市で委員会を開催した後、平成25年2月に地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン(中間とりまとめ)を策定した後、平成25年度末に最終ガイドラインを策定する予定になっています。

今後とも、国や県に対する働きかけを強め、新たな安全を創り上げ、町民の皆さんに安心を届けます。

